

原発賠償指針見直しへ

原賠審 9年ぶり 対象拡大議論

東京電力福島第一原発事故による損害賠償の指針を決める国の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審、内田貴会長）は10日、賠償指針を9年ぶりに見直すことで合意した。原賠審の専門委員がいまの賠償指針に含まれていない損害を賠償の対象にするよう求める報告書を提示。原賠審は金額を含めた指針の見直しに入る。原発事故の賠償問題で

は、7件の集団訴訟の賠償額が今年3月に確定した。そのほとんどが、国の指針を上回る慰謝料の支払いを東電に命じた。このため原賠審は法律の専門家5人を専門委員に選び、判決内容から指針に盛り込める損害がないか検討を求めた。

専門委員の最終報告では、国の指針にはない精神的な損害として①過酷避難状況による損害②故郷喪失

・変容による損害③自主避難等による損害④放射線量が相当程度高い地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく損害——などが挙げられた。最終報告はこれらを「指針に取り込む努力・工夫が求められる」とした。

②の故郷喪失・変容による損害は、これまでも放射線量が高かった帰還困難区域には1人700万円の内慰

謝料が認められた。だが最終報告は、ほかの避難指示区域でも慰謝料を算定することが「合理的」とした。

これまでの精神的損害の考え方は「避難などで行動の自由が奪われ、日常生活が長期間阻害された精神的苦痛」に対する慰謝料だった。原賠審は2013年12月、慰謝料の支払いを「避難指示の解除後1年を目安」と定めて以降、地元首長や被害者が指針に被害状態を反映するよう求めても、指針の見直しには応じなかった。

最終報告を受け、今後は追加される損害について、具体的な賠償金額などが議論される。

集団訴訟にかかわった米倉勉弁護士は最終報告について「判決内容が網羅的に取り込まれ、精神的な苦痛や不安を損害として取り上げたのは評価できる。ただ、故郷の変容などは、避難指示が出なかった自主避難の地域にも存在し、まだ議論を深める必要がある」と話した。

（編集委員・大月規義）